

件名	児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区立花一丁目10番19-807号 墨田区母子寡婦さくら会 会長 石毛満枝 外318人		
受理年月日	平成18年6月8日	受理番号	第9号
<p>要旨</p> <p>児童扶養手当制度の見直しが行われ、受給5年後又は受給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当の額の2分の1を超えない額を支給しないこととなりましたが、減額率を緩和するよう国に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>私たち母子家庭は、子どもの健やかな成長を願いながら、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、住居、仕事、収入、養育など生活全般にわたって多くの困難を抱えています。</p> <p>昭和36年に私たち母子寡婦福祉団体の働きかけにより、「児童扶養手当」が実現しました。母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることとされたところであります。</p> <p>しかし、平成15年4月に「児童扶養手当法」の一部改正による制度の見直しが行われました。児童扶養手当を受給して5年を経過したとき、又は受給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当の額の2分の1を超えない額を支給しないこととする措置の導入であります。そして、その減額の割合を定める政令は、子育て支援策、就労支援策等の状況等を勘案して定めるとしています。</p> <p>一方、「母子及び寡婦福祉法」の改正並びに時限立法である「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の制定等により、母子家庭の母の自立に向けた就業支援策が種々展開されてすでに2年が経過しました。</p> <p>しかしながら、母子家庭の母の就業は、厳しい社会情勢の中で極めて困難な状況にあります。平成15年の全国母子世帯調査では、一般世帯の平均年間収入は589万円ですが、母子世帯の年間就労収入は162万円にとどまっており、生活への不安は大きなものがあります。</p> <p>児童扶養手当の見直しによる受給5年後又は受給要件該当後7年を経過したときの減額率を緩和するとともに、母子家庭の自立に向けた就業支援策のより一層の充実を図ってください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			